



西田成希税理士事務所

事務所だより 1月号

あけましておめでとうございます

昨年はお世話になり、本当にありがとうございました。新型コロナウイルスに振り回された1年でしたが、なんとか新しい年を迎えることができました。

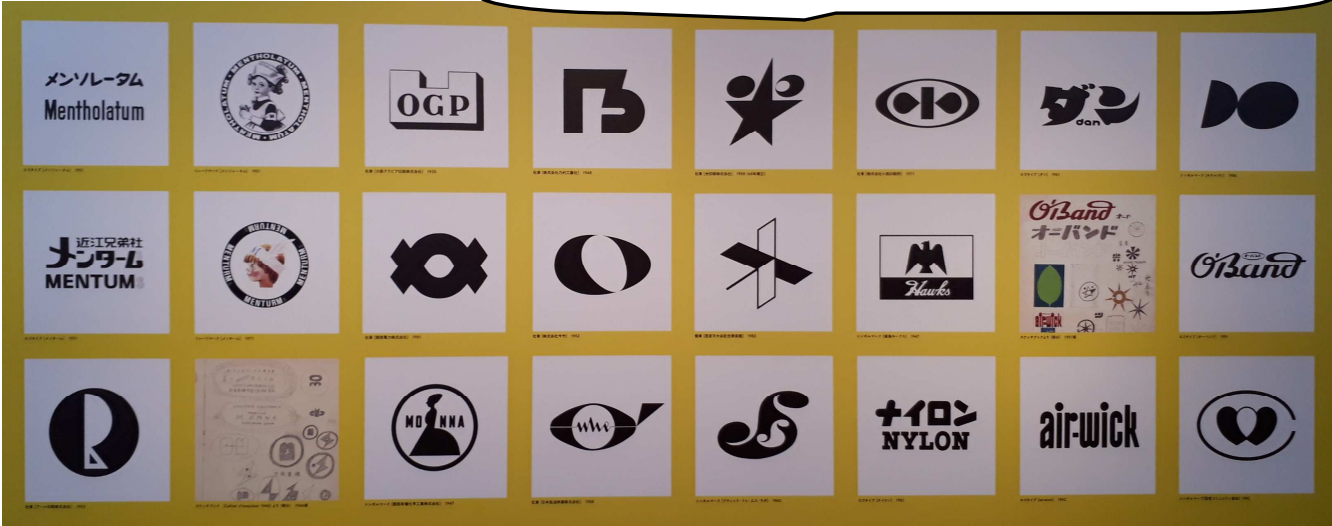
さて、昨年12月6日に美術館へ行ってきました。体育会系の西田、一番似合わない場所と思っているのですが、身体以上に衰えた脳みそに栄養を与えよう、といただいたチケットを使わせてもらいました(自分ではまず買わないので(^;))。



行ってきたのは「今竹七郎展」。神戸で生まれてデパートのデザイナーとして勤めた後、独立しグラフィックデザイン界の先駆的な役割を果たします。私は、勉強不足で存じあげなかったのですが、作品を見てビックリ。美術展の副題、『どこの誰だか知らないが。そのデザイン！誰もがみんな知っている。』の通り、見たことあるデザインがたくさんあります。亡くなるまで西宮に住まれてたそうですが、近くにこんな凄い人がいたとは！作品はグラフィックデザインだけでなく、現代美術もあり、幅広く活躍していたことを知りました。人も少なく、ゆっくり鑑賞することができ、脳みそに栄養がタップリ行きわたりました(^)。これで脳みそが若返ったことでしょうか！あとは記憶力が良くなれば言うことないのですが(^;))。

では、事務所だより1月号をお送りします。今年も引き続きよろしく願いいたします。

今竹七郎氏がデザインした作品です。どこかで見たことあるのでは？左のデザインはご存じでは？



☆ お知らせ (2021年1月の税務)

期限	項目
1月12日	▶ 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付)
2月1日	▶ 支払調書の提出
	▶ 源泉徴収票の交付
	▶ 固定資産税の償却資産に関する申告
	▶ 11月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞
	▶ 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	▶ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	▶ 5月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)
	▶ 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞
	▶ 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2ヶ月分) ＜消費税・地方消費税＞
	▶ 給与支払報告書の提出
	▶ 給与所得者の扶養控除等申告書の提出(本年最初の給与支払日の前日)
	▶ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第4期分)(1月中において市町村の条例で定める日)

☆ お願い
確定申告の時期が近づいてきました。
売上・仕入・必要経費等まとめていただくとともに、「保険料控除証明書」「地震保険料控除証明書」「小規模企業共済掛金控除証明書」「給与所得の源泉徴収票」「年金の源泉徴収票」「医療費の領収書」
等ご準備ください(とにかく全部置いておいてください)。

☆ 役員変更登記

◆ 役員と任期
会社法上、役員とは取締役、監査役、会計参与となります。取締役及び会計参与の任期は、

原則として選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなりますが、非公開会社は定款で定めることにより、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとすることができます。

一方、監査役の任期は原則として選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。定款によって選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとすることができるのは取締役及び会計参与と同様です。

また、任期を定款に定めることによって選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと伸ばせる非公開会社とは、定款において全ての株式に譲渡の制限が付されている株式会社のことをいいます。なお、有限会社は、譲渡の制限の定めがあるとみなされています。

◆ 役員任期の実情

公開会社であるメリットはあまりないため、上場会社であるような大きな会社を除き、新たに設立する会社のほとんどが非公開会社です。そうすると役員任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと定款で定めている会社が多いはずですが、

平成18年5月1日に会社法が施行され、非公開会社の役員任期が、10年まで伸ばせるようになりましたが、平成18年の会社法の施行後に役員任期を延長した会社は、任期を延長した定款変更から10年を経過していれば、役員任期は満了しており、役員の変更登記をしなければなりません。平成28年で会社法の施行から10年が経過しました。よって、役員任期も満了している会社は多いのではないのでしょうか。

◆ 確認してみてください

株主総会を開催し役員改選を行い、役員変更登記まで完了している会社は問題ありませんが、もし気になれば、この機会に定款や任期を延長した議事録を見返してみてもいいでしょうか。

☆ 勘定合って銭足らず

◆ 勘定合って銭足らずとは

会社の事業の儲けは基本的に利益です。しかし利益が出たからといってその分お金が増えているかというと、そうでもない場合があります。というよりもそうでもない場合の方が多いかと思えます。

そういった状況が「勘定合って銭足らず」です。原因は多岐にわたりますが、設備投資等大きな投資をしたような場合は、原因がはっきりしているので、多くの場合経営者は自覚的で特に問題にはなりません。原因が分からない場合が問題です。

◆ 銭足らずの比較的分かりやすい原因

- ① 在庫が異常に増えている場合
- ② 売掛金や受取手形等の売掛債権が異常に増加している場合
- ③ 買掛金や支払手形等の買掛債務が異常に減少している場合

このような場合、要は儲かった銭が在庫や債権債務に姿を変えているということです。決算書を注意して見ればある程度分かります。経営者としては、当然の注意義務です。また経験の長い経営者なら「おや？」と気が付くものです。

◆ 銭足らずの分かりにくい原因

慢性的に銭足らずの場合があります。どういう場合かということ、借金を返済している場合です。設備投資等大型の投資を借入金でまかない、その返済をしているような場合は、往々にして「勘定合って銭足らず」となっている場合があります。

要は借金の返済をするには儲けが少なすぎるという場合です。

◆ 利益が十分か再確認してみましょう

税引き後利益と減価償却費の合計から年間の返済金額を引いてみてください。また配当などを行っている場合は、その分もマイナスしてください。結果がマイナスであればその金額を65%で割り返した金額分利益が不足しています。毎年銭足らずとなります。逆にプラスであればその分資金は増えているはずですが、

税引後利益が分からない場合、安全を考えて利益の65%としてみてください。

☆ 輸入品の脱税。総額の8割が金密輸

新型コロナウイルス対策で受け取る様々な給付金や助成金には、税金がかかるものとかからないものがあります。これから年末調整や確定申告に向けて所得の額を確定するに当たり、その区分を間違えないようにしたいところです。

国税庁が10月下旬に公表した新型コロナウイルスに関するFAQでは、感染拡大に伴う対策協力金や経済支援のための給付金についての課税関係を改めて明確化しました。国や公共団体から受け取る助成金などは原則として課税所得となりますが、特にコロナ関連では特別措置法などによって非課税とされているものも多いので注意が必要です。

例えば休業支援金、休業給付金は雇用保険臨時特例法7条によって非課税となります。また国民全員が10万円を受け取った特別定額給付金や、子育て世帯への臨時給付金は新型コロナ特別法の4条によって非課税となることが定められています。

課税対象となる助成金についても、一律に同じ税率が課されるわけではなく、事業所得、一時所得、雑所得のいずれに属するかによって税務処理が変わります。持続化給付金では、受給者がどの所得の減少を理由として受け取ったかで、給付金の所得区分も変わるため気を付けたいところです。なお、給付金の申請に当たって行政書士や税理士などに支払った報酬は、受給者の所得から差し引ける経費にすることができます。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町6番14-2号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488